

熱中症予防対策のための「公演中止」等の対応について

◇猛暑への懸念における公演実施の判断（協議の実施）については、

- ①那須烏山消防署の屋外気温が 35℃を超える場合
- ②熱中症警戒アラートが発令された場合
- ※特別警戒アラートが発令された場合を含む

上記のいずれかに該当した場合において当番町・山あげ保存会芸能部会・山あげ実行委員会による協議調整し決定（短縮バージョンによる公演も含む）することとなっている。

◇自動的に公演中止とする判断については、

- ①那須烏山消防署の屋外気温が 37℃を超える場合

上記により通常公演が不可能と判断した場合には、雨天時公演場所が烏章館の場合、または冷房設備のある施設で入場制限をする場合を除き公演中止とする。

公演が中止となった場合には、以下のとおり対応することとする。

（訪問時）

- 1 事前（移動前又は移動中）に中止が決定した場合
 - ・訪問に関する事項は行わないこととする（屋台、地車等は訪問先へ巡行しない）
- 2 訪問先へ巡行後に公演中止を決定した場合
 - ・中止が決定次第、撤収することとする。ただし熱中症への懸念から、その場で待機（一部待機を含む）をする場合もある。（待機するか否かについては、当番町の判断とする。）
 - ・撤収後の巡行経路は、一度戻るか、又は次の公演場所へ移動するかは時間等の状況により当番町が判断するものとする。

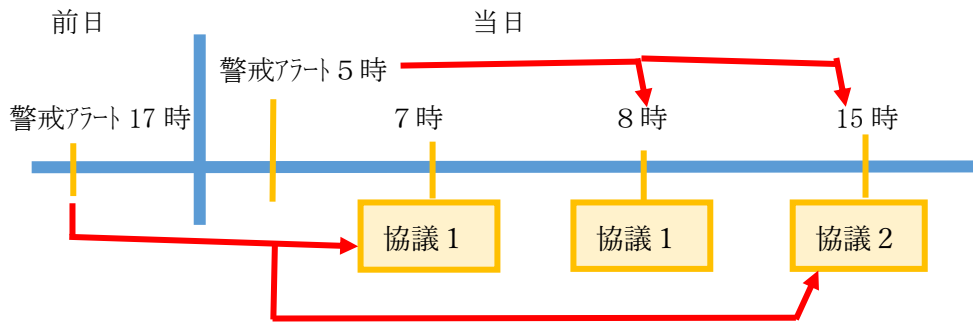
（自町公演時）

- 1 事前（移動前又は移動中）に中止が決定した場合
 - ・屋台、地車等の巡行・移動はしない
- 2 公演場所に到着後に公演中止を決定した場合
 - ・中止が決定次第、撤収することとする。ただし熱中症への懸念から、その場で待機（一部待機を含む）をする場合もある。（待機するか否かについては、当番町の判断とする。）
 - ・撤収後の巡行経路は、一度戻るか、又は次の公演場所へ移動するかは時間等の状況により当番町が判断するものとする。

公演判断の協議のイメージ

〔警戒アラートが発令された場合〕

※警戒アラートは、該当日の前日の17時又は当日5時に発令される。

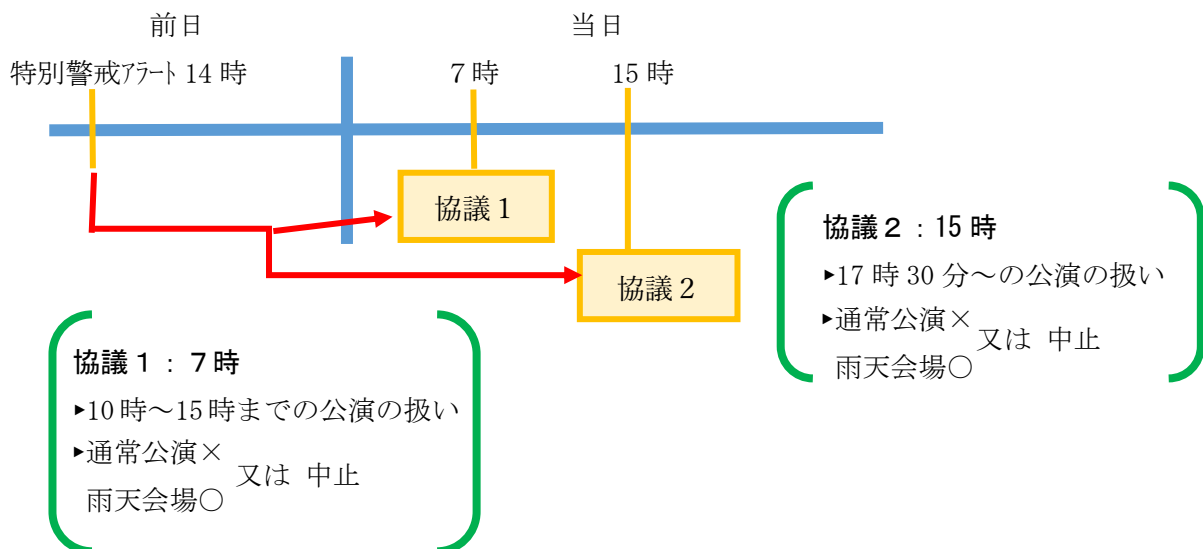


◇前日（17時）に警戒アラートが発令された場合、当日7時及び15時に協議を実施。

◇当日（5時）に警戒アラートが発令された場合、当日8時（5時の発令は7時台のニュース等でされるもの。それから1時間協議準備の時間をとる）及び15時に協議を実施。

〔特別警戒アラートが発令された場合〕

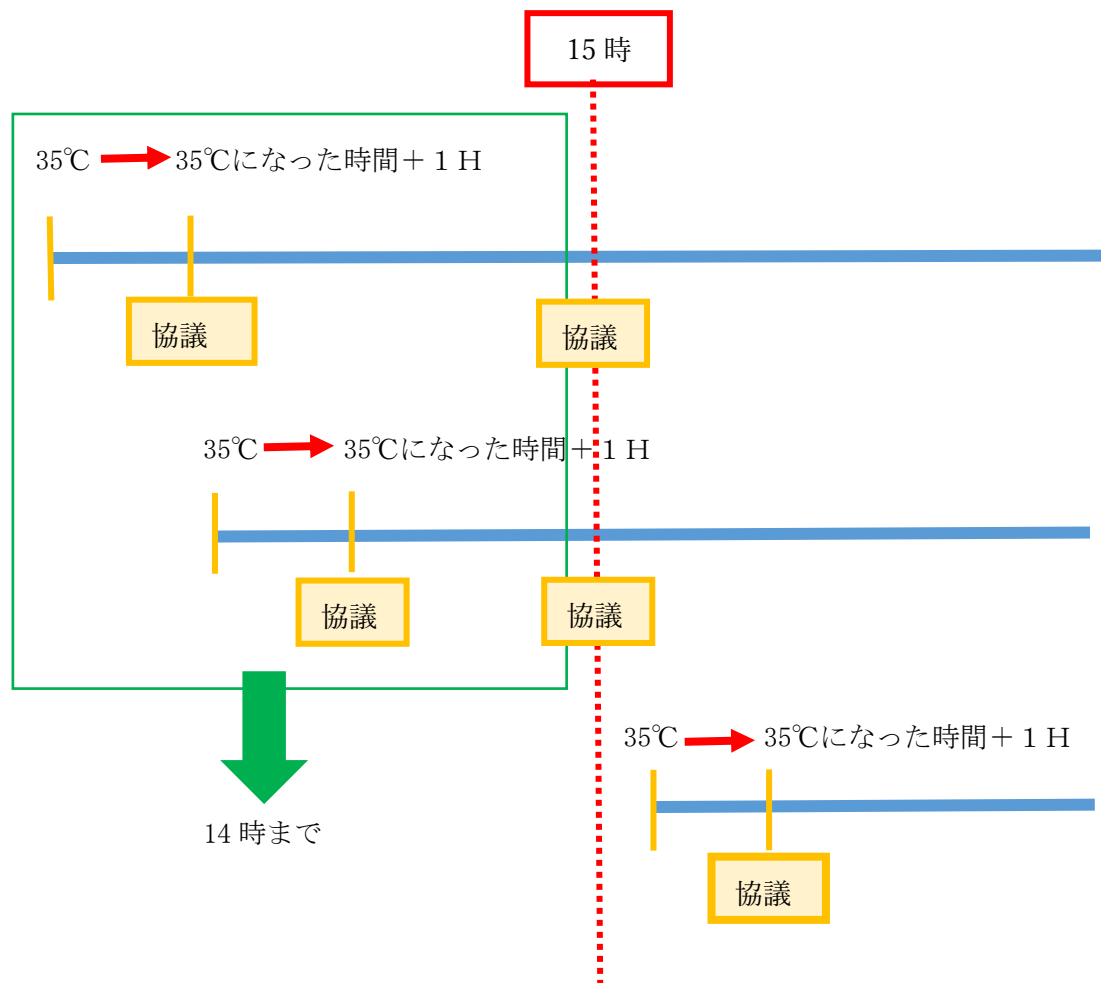
※特別警戒アラートは、当該日の前日14時に発令される。



◇特別警戒アラートが発令（当該日の前日14時に）された場合、当日の7時及び15時に協議を実施する。7時協議は、15時までの公演の扱いについて協議し、15時の協議はそれ以降の公演の扱いを協議する。

◇特別警戒アラートは翌日の予報により発令され一度発令されると取消し、解除はされない。しかし、実際の気象状況は発令時の予測とは異なる場合もあるため、特別警戒アラートが発令された場合も、協議により判断することとする。

[35℃を超えた場合]



◇35℃を超えた時は、その1時間後に協議を行う。

◇14時までに35℃に達した場合は、15時までの公演と15時以降の公演について、それぞれ協議することを想定している。